

信 書 便 制 度 の 概 要

■ 信書とは

「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意志を表示し、又は事実を通知する文書をいいます。

■ 信書便事業制度とは

平成15年4月、「民間事業者による信書の送達に関する法律」が施行され、これまで国が独占していた信書の送達事業への民間事業者の参入が認められました。

信書便事業には、一般信書便事業と特定信書便事業の2つの事業類型があり、事業を行うためには総務大臣又は地方総合通信局長の許可が必要です。

(1) 一般信書便事業

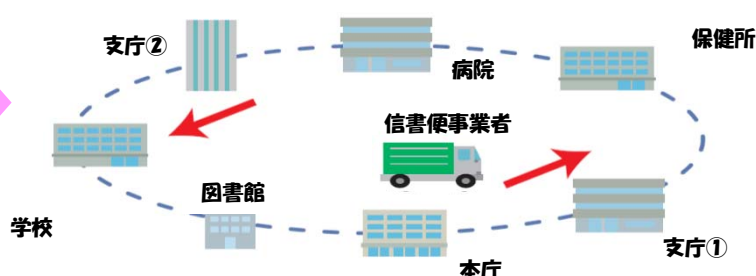
一般信書便事業は、一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業です。

(2) 特定信書便事業

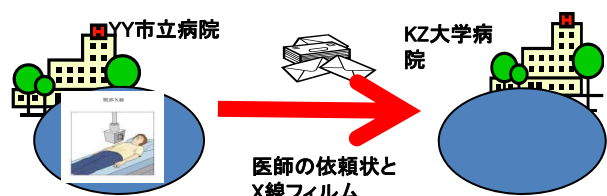
特定信書便事業は、民間事業者の創意工夫を凝らした高い付加価値を有するサービスを提供する「特定サービス型」の事業で、代表的なサービス例として次の三つがあります。

○ 1通の長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達
【大型信書便役務(1号役務)】

サービス例：自治体の本庁・支庁間を巡回して集配



サービス例：医師の依頼状とX線フィルムを同封して3時間以内に送達



○ 信書便物が差し出された時から三時間以内にその信書便物を送達
【3時間役務(2号役務)】

○ 1通当たりの料金の額が1,000円を超える信書便物を送達
【高付加価値役務(3号役務)】

サービス例：高級和紙・装飾を付きカードにメッセージを添付して送達

